

北方中学校 P T A 弔事規定

第 1 章 弔事の部

第 1 条 (死亡弔慰)

会員に次の事項に示すような事があった場合には、夫々の方法で弔意をあらわす。

1. 会員（生徒の保護者及び教職員）が死亡した場合。

会員が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、後、会葬する。但し、距離、季節によって変更することがある。なお弔問は 3,000 円、香典は 5,000 円とする。

2. 北方中学校在籍生徒が死亡した場合。

生徒が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、代表者及び当該、学級長が会葬する。なお、弔問は 3,000 円、香典は 5,000 円と生花を贈る。

第 2 条 (災害弔慰)

会員に不慮の災害があった場合には、その都度役員が協議し、適宜処理する。

1. 火災にあった場合。

第 3 条

この規定により難い事態については、協議の上適宜の処理をする。又、必要と認められる場合は、会長の決定によるものとする。

上記により慶弔慰をした場合には、学年、学級単位による慶弔慰はしない事とする。

第 4 条 (附則)

この規定で、慶意、弔意を受けた者、及びその家は一切返礼をしないものとする。

第 5 条 (改正)

この規定の改正は、執行委員の決議を経て行うものとする。

第 6 条

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

平成 31 年 4 月 22 日改正。